

## 釜石市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年12月18日

釜石市監査委員 小林 俊 輔

釜石市監査委員 山崎 長 栄

### 記

#### 第1 監査の対象

釜石市総務企画部総務課（両石財産区）

#### 第2 監査の実施期間

令和2年12月1日（火）から令和2年12月10日（木）まで

#### 第3 監査の対象範囲

令和元年度における財務に関する事務の執行状況及び財産の管理状況

#### 第4 監査の方法

- (1) 予め設定した監査着眼点に基づき、関係諸帳簿、会計帳票等証書類の照合、確認等、通常実施すべき監査手続きにより実施した。
- (2) 必要に応じてその都度担当職員から説明聴取し、適否の確認を行った。

#### 第5 監査の結果

令和元年度における財務の執行状況及び財産の管理状況について、おおむね良好と認められた。